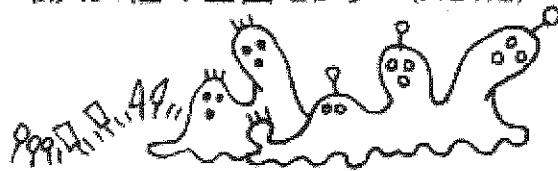


全国の対話と物語の土壤をかもすニュースをお届けします

かもす通信

働く女性の全国センター(ACW2)

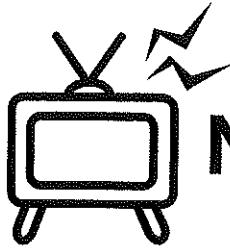


写真・香港職工会連盟の事務所にて「飯碗（飯が食える）民主（民主的）団結、公義（正義）」

2015年
こみこみ
号

NO.30 12月

NHK「あさイチ」裏話！？	P2
改「正」派遣法をどう活用するか？	P3
キャリアアップ支援の内実 増殖する正社員の種類	P6
権力行使とコスパの関係、日米の違い	P7
家事労働のことを知りたくて…香港行っちゃいました。	P8
わたしたち、かもしています。	P11
カンパのお願い他	P14
6コママンガ	P20



NHK「あさイチ」裏話！？

栗田隆子

※ 「あさイチ」はNHK総合テレビ 毎週月～金朝8時15分から9時54分まで生放送している番組です。

私の人生でまさか私があさイチに出ることになるとは、思いもよらず・・・・。今回はちょっと、あさイチに関する裏話（！？）などをご披露したいと思います。

そもそも、私自身はこの番組に出るには力量不足ではと思ったのでした。活動経験も、ユニオンを作ったいとうさんから見たら全然足りないし、支援活動を物凄いゴッソリやってきたわけでもない。かといってビジュアルに華があるタイプでもないし・・・・と思い、さらに時間も微妙に都合が合わず、最初お断りしたのですが、熱心なプロデューサーである山田さんからの熱意に、「こんな私で良いのなら」とお引き受けした次第です。

まず、10月26日（月）に東京で顔を合わせ、私はその日は一旦帰阪。夜にかもすワークをやった後（皆さんにお願いして30分早目にスタートしてもらった）最終電車で12時過ぎに渋谷に到着。さらに10月28日（水）の朝6時にスタジオ入りするために、5時には起床（モーニングコールをACW2運営委員の佐崎さんお願いする）にという、かつてない事態。この間に絶えず、リハーサルシートの変更がやってきます。打ち合わせ時に「当日のその場でも台本がどんどん変わっていくんです」と説明を受け、ビビる私。だけど、本当に真摯にパートのことを考えていて、胸が熱いものを感じました。そして6時にメイク・・・途中、裏のカメラワークなどを指示する部屋におじやましたり、ちょっと楽しい時間を過ごすことができました。

そして当初はパートと派遣の問題を両方やるはずが、パートだけにするという大変更が！でもどちらも大きな（派遣の問題は次週に延期）問題なので、どちらもじっくり時間をかけたほうがいいとも思った次第。

そして本番は・・・・何せ秒単位で進行する世界。緊張しましたし、どうもひとり場違いなのでは？という感も私は感じてしまうのですが、そういうテレビには場違いな人が登場するということにも大きな意味があるのかな、とも思いました。

いろいろ問題もあるマスコミだと思いますが、その中でも一生懸命伝えようとしている人を中心から応援したいと強く思ったのでした。



テレビに出演する栗田隆子さん

10月28日(水曜日) 総合 8:15 ~ 9:54 リハ版

あさイチ

【遊び位置】 <次のニュース> 吉川・井ノ原・福澤・宮崎・玉ちゃん 中谷 <特集> 吉川・井ノ原・福澤・宮崎・玉ちゃん・栗田・栗田 栗田 ※9時台のみ	【特集】 吉川・井ノ原・福澤・宮崎・玉ちゃん・栗田・栗田 栗田 ※9時台のみ
--	---

【出演】

ゲスト：●青崎英子さん ●玉ちゃんさん
専門家：●栗田恭貴さん（社会実踞性質士） ●栗田隆子さん（N.G.O. 働く女性の全国センター代表）
●村田英明 解説委員 洋9時台のみ
●山木麗子さん（解説） ゴハン料理研究家
●吉川文彦アナウンサー（女性ニュース） ●有島由美子アナウンサー
キャスター：●吉川原扶士さん ●吉川文彦アナウンサー（女性ニュース） ●柳原芳夫解説主幹
リポーター：●吉川文彦アナウンサー（女性ニュース） ●柳原芳夫解説主幹
●吉川文彦アナウンサー（女性ニュース） ●柳原芳夫解説主幹
●吉川文彦アナウンサー（女性ニュース） ●柳原芳夫解説主幹
○吉原靖久さん （ピカピカ☆日本）

【けさのメニュー】 ○次のニュース
○特集（8時台） 「やめたい！ 選けたい！ “ブラックパート”」
（9時台） 「ハケン痴女」
○ピカピカ☆日本 「特産はリンゴ！ 高原の道の駅」（広島県庄原市）
○解説：ゴハン

改「正」派遣法をどう活用するか？

伊藤みどり

派遣法は、今年9月30日から施行されました。大幅な規制緩和、改「正」で許可基準、指針、政令など大幅な改「正」がきました。私たちは、この派遣法は「一生、派遣労働者を増やすものだ」といってきましたが、安倍内閣は、正社員化を促進するものだと言っています。

そこで、知っておきたい派遣法改正の使いたいところを解説します。使いたいところを使うかどうかは、現場の派遣労働者の意思を尊重します。相談員として情報提供する立場として必要な情報です。

許可基準が大幅に改定 下線の部分を使いましょう。

派遣事業の許可を受けられない事由（欠格事由 第6条）の概要

一定の刑罰を科されたり、許可の取消等から5年経過していない者、暴力団関係、民法上の行為能力が制限されている者など派遣事業の許可の基準等（第7条）

- (1)専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるものでないこと。
- (2)派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- ①派遣労働者のキャリア形成を支援する制度※を有すること ※具体的な基準は下記3を参照
- ②教育訓練等の情報を管理した資料を労働契約終了後3年間は保存していること。
- ③労働者派遣契約の期間終了のみを理由として解雇できる旨の規定が無いこと。
- ④次の派遣先が見つからない等使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合、労基法26条に基づく休業手当を支払う旨の規定があること。
- ⑤派遣労働者に対して安衛法59条に基づき義務づけられている安全衛生教育の実施体制を整備していること。
- ⑥雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行ったことを労働局から指導され、それを是正していない者でないこと。
- (3)個人情報を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- (4)事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

<四角枠の解説>

労働者派遣事業がすべて許可制になりました。上記の許可基準の中で使えそうなもの。

- ①労働契約の雇止めについて、無期雇用契約派遣だけではなく、有期雇用契約派遣の場合でも、

改「正」派遣法をどう活用するか？

労働契約終了時に（途中解約などで）労働契約が存続している派遣労働者を、労働契約の終了のみを理由として解雇できる規定がないこと。

⇒つまり労働契約終了時に契約が存続している場合は、解雇には正社員と同様に社会通念に照らして合理的理由のない解雇は正当ではないと主張し争うことができます。

②労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先を見つけられない場合には、労働基準法 26 条に基づく手当を支払う規定を明記すること。

⇒民法 536 条 2 項の休業規定を使って 100% の休業手当を請求する根拠規定にもなります。

③雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行ったことを労働局から指導され、それを是正していない者でないこと。

⇒雇用安定措置は、①派遣先への直接雇用の依頼、②新たな派遣先の提供（合理的なものに限る）③派遣元事業主での無期雇用④新たな就業先が見つかる間の有給の教育訓練、紹介予定派遣などです。これらは形式的で法的に意味がないと追求した結果、付帯決議を経て義務を免ることを目的として行為することは、義務を果たしたことにならないという事になります。労働局の是正指導を使ってみるのも選択の一つです。

派遣元事業主がいわゆる「26 業務」に従事している有期雇用の派遣労働者について、改正法の施行を理由に雇止めを行ってはいけません。派遣労働者に対しても労働契約法 18 条の無期転換ルールや、いわゆる雇止め法理が適用されます。

均衡待遇の強化 下線の部分を使いましょう。

派遣労働者から求めがあったときは、賃金水準との均衡等を考慮した配慮義務に会社は派遣労働者に説明する義務の新設

<派遣元指針の改正>

- ・派遣元は派遣労働者の待遇改善を踏まえ派遣料金交渉に当たるように努める。
- ・派遣元は、派遣料金が引き上げられたときは、派遣労働者の賃金に反映させるように努める。
- ・派遣元は、説明を求めたことを理由として不利益な取り扱いをしてはならない。
- ・派遣元の通常労働者と有期雇用の派遣労働者の通勤手当などに関する労働条件の相違は、労働契約法第 20 条に照らして不利益なものであってはならない。

<派遣先指針の改正>

教育訓練に関する均衡待遇 直接雇用される労働者と同業務に従事する派遣労働者に対して教育訓練を実施。

直接雇用の労働者に利用の機会を与える福利厚生施設について派遣労働者にも利用の機会を与える。給食施設、休憩室、更衣室、診療所など

・派遣先は、派遣元の求めに応じ派遣先の直接雇用の労働者との均衡考慮し賃金決定するための情報提供に必要な措置を講じる配慮等。

<四角枠の解説>

派遣先、派遣元の労働組合が追及してほしい事項 均等待遇確保

有期労働者であることを理由とした不合理な労働条件の禁止について 労働契約法 20 条の適用

派遣元 通勤手当は、派遣元の正社員などや無期雇用派遣労働者が比較対象
派遣先 賃金水準の情報提供、教育訓練実施 給食施設、休憩室、更衣室は、配慮義務

その他 派遣先との団体交渉の可能性

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなど、派遣労働者からの苦情に関しては、派遣先は、適切かつ迅速な処理を図る。派遣先であっても団体交渉に応諾する義務があるとされた裁判例や労働委員会命令がある。 \Rightarrow 厚生労働省 HP 参照
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000012602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_R0000027440.pdf

労働契約申込み みなし制度 (2015年10月1日から施行)

この制度は、2012年民主党政権時代の法改正されましたが、今回、違法派遣の多くあった専門26業務派遣の区分が撤廃されて、この、みなし雇用制度は、専門26業務派遣には適用されなくなりました。

① 派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受入れている場合。

② 違法状態が発生した時点において。

③ 派遣先が派遣労働者に対して直接自社への雇い入れを申し入れたものとみなす制度です
派遣労働者が承諾すれば、派遣元と同じ労働条件で派遣先が直接雇用しなければなりません

労働契約申込みなし制度の対象となる違法状態は以下の5つです

① 派遣禁止業務への派遣。

② 無許可・無届の派遣元事業主から労働者派遣を受け入れた場合。

③ 事業所単位の制限期間3年を超えて労働者派遣を受け入れた場合。

④ 個人単位の制限期間3年を超えての労働者派遣を受け入れた場合。

⑤ いわゆる偽装請負の場合。

\Rightarrow 無許可事業者か否かは、

厚生労働省の「人材サービス総合サイト」で確認することができる。

<https://www.jinzai-sougou.go.jp/>

なので、違法派遣と知らなかつたということについて、過失がなかつたという抗弁はできない

! ?

キャリアアップ支援の内実 増殖する正社員の種類

ナガノハル

「正社員を希望する人に道を開くための法案だ」と安倍首相が述べて、可決した派遣法改「正」法案。では、実際の運用はどうなっているのか？
厚生労働省が出している「キャリアアップ助成金」のパンフレットをつらつらと眺めてみました。

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内のキャリアアップなどを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、待遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

「キャリアアップ助成金のご案内」

人材育成コース、正規雇用等転換コースなどさまざまなコースがあり、それぞれの規定を満たすと助成金がもらえるようです。たとえば、正規転換コースであれば、有期から正規で一人あたり50万円、有期から無期だと一人当たり20万円といったふうに。

しかしどんどん読み進めていくと、正規雇用等転換コースの他に、「多様な正社員コース」というのがあります。

勤務地限定正社員、職務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員。

正社員ってこんなに種類があったのだっけ？

確かに安倍首相が言っていたとおり、「正社員」の道を開く法案ですが、その正社員というものがすでに再規定されてしまっています。

その再規定の内容とは、「正規雇用等転換コース」と「多様な正社員コース」など、正社員と言っても、非常に分断していくような、ないしは現状ある分断をより促進するような助成金の制度ではないかという疑問が浮かぶ。さらにはここで書かれている「勤務地限定正社員」「職務限定正社員」は、いわゆる昔の一般職と言える。散々批判された、「総合職」「一般職」という間接差別としての男女差別が、この制度で撤廃できるとはとても思えません。

ぜひ、みなさまこのパンフレットを眺めて、キャリアアップ制度の中身について、話題にしていけるといいかなと思っています。

厚生労働省「キャリアアップ助成金」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



連載

権利行使とコスバの関係

日米の違い

板倉由実

弁護士 東京パブリック法律事務所 外国人・国際部門

皆さま、こんにちは。突然ですが、労働法は、労使に力の不均衡があることを前提に、働く人たちの生活を守ることを目的としていますので、残業代請求権とか有給の育児休暇取得権とか性別や雇用形態で差別してはいけないとか、いろいろと良いことが書かれています。しかし、当の労働者本人が、法律で保障された権利を使わないと意味がありません。ですから、労働者側の弁護士とか労働組合の人たちは「労働者の権利行使しましょう」、「労働組合に入りましょう」とよく言います。正論です。しかし、私は、そういう正論を聞くたびに、私は「(自分自身も)出来もしないことを(他人に)やりなさい!」と説教されている気分がするのです。と言いますのも、日本には労基法、労働契約法、均等法、育休法など労働者の権利や会社の義務が定める沢山の法律がありますが、それを実際に行使しやすくする制度が不十分で、コスバが無茶苦茶悪いのです。一般の人たちは、日々、目の前の生活に追われ、あるいは妊娠・出産など育児・家事に追われ、あるいはメンタル不調を抱えていたりで、行政機関や裁判所に申立するどころではないです。しかも申立や裁判をすれば、会社を敵に回して、職場でも孤立し、針のむしろ状態になり、数か月～場合によっては数年、精神的にヘロヘロになった挙句、場合によっては解決金、数十万円、よくて100万円前後という極めて低額の解決金と引き換えに、結局、退職に至るというケースが殆どです。さらに日本では、雇用差別、母性保護、サービス残業など一個人の問題ではなく、社員全体に關係する全社的な取り組みが必要な事項でも、個別事案として処理され、権利行使をしない(実際上は、経済的、時間的負担、社会的リスクの問題で権利行使できない)労働者に対しては救済の効力が及ばないという法的効力の問題があります。

弁護士や労組関係者の皆さまもご経験があると思いますが、マタハラやセクハラにあった方々が勇気を振り絞って、われわれのところに相談に来ても費用、期間、解決金の水準、立証責任の負担などを聞き、「あー、じゃーいいです」と言って、落胆して帰って行く背中を見たことがあるでしょう。つまり、費用対効果の問題で、権利行使するモチベーションが失せるほどコスバが悪い法的救済制度、救済内容しか用意されていないというのが、日本の雇用劣化の原因なのではないかと思うのです。労働者にいかに負担を掛けさせず、さらに満足感も含めて、救済の効果も期待でき、違法な扱いをした企業側に制裁を下して、法律を守らせるか、という観点から、アメリカでは、クラスアクション、労組や行政機関(EEOC)による提訴権限、場合によっては数千万円にも上る高額な懲罰的制裁などの制度が設けられています。裁判でも金銭賠償や地位確認のみならず積極的に復職を命じるなど事案に沿った柔軟な判決ができ、命令に応じない場合は多額の制裁金が課せられるという実効性確保の措置も整備されています。さらにコーネル大学のAlexander J.S Colvin教授による労働事件の損害金認定水準に関する調査によれば、州裁判所328,000ドル、連邦裁判所143,500ドル、行政機関の調停23,500ドルとのことです。違反したら制裁にふさわしい額の賠償命令を下す。ルールは守ってもらう、アメリカの強い姿勢の表れですね。日本では、労働者側から積極的に権利行使のコスバを考慮した制度設計や解決金水準・内容を求める声が聞こえてこず、政府・財界が示した個別の法律に反対してばかりいるように思えて、不思議でなりません。

家事労働のことを知りたくて… 香港に行っちゃいました。

栗田隆子



日曜日にヴィクトリアパークに集まる移住家事労働者たち

2015年10月30日から11月5日までの合計6泊7日間、働く女性の全国センター(A CW2)関係のメンバーとともに香港に行ってきました。

私自身が香港に行きたくなかった理由は、二つありました。一つは現在大阪、横浜などで名乗りを上げ出した国家戦略特区法による移民家事労働者、日本政府曰く「外国人家事支援人材」受け入れにあたりなぜ、性別役割分業の克服として、男性が家事労働に取り組むことに向かうのではなく、外国人の女性にやらせようとするのかと非常に違和感を覚えたのでした。

2つ目は、今年の9月3日東京での院内集会にて香港の国際労働者連盟(IDWF)イプ・ピュイ・ユ(Fish)の話を伺いに行き、そこで話された「8人に1人が家事労働者を使用する」そして「毎日曜日には移民家事労働者たちが公園に集っている」という香港の実情を一度この目で見て、今後の日本の展望について考えてみたかったためです。

実際に香港に行っていろいろな出会いがありました。



家事労働のことを知りたくて・・・香港に行っちゃいました。



キムチワーク。講師は在住 11 年の韓国系家事労働者。本場の味を直接。

香港の労働組合 (HKCTU) に加盟している家事労働者組合の人たちが、キムチ作りのワークショップをしているところに見学に行きました。

家事労働の研修で集まった 25 人から始まつた家事労働者たちの組合では、

- (1) 場所を決め、皆の協力やニーズが合わせられること
 - (2) トレーニングやること、技術がアップしたら組合全体の社会的な位置づけが上がること
 - (3) 女性の間のふれあいを大切にすること
 - (4) 家事労働の仕事を社会に知らせること
 - (5) けがをしやすい 労災保険に加入できること
- が大事だと話してくれました。

また、フィリピンの労働組合 (progressive trade union) では、

・基本的な移民の権利について考えること

・基本的な労働組合の教育をすること

・労働組合の教育はジェンダーセンシティブであること（ジェンダーについては独立、ファシテーター、リーダーシップである事）を重視しており、膨大なワークブックや、移民家事労働者に関する詳細なレポートがアップされていました。

またビクトリアパーク（インドネシア人が多く集まる）と、セントラル周辺（フィリピン人が多く集まる）にも行きました。彼女たち（すべて女性です）は、日曜日を公園で謡歌しているという側面もあるかもしれません、それよりも、公園にしか居場所がない、という側面を感じました。彼女たちにとって住む場所は仕事場でもあるのです。

どうして、仕事場に休みの時にいようと思うだろうか・・・と。



家事労働のことを知りたくて・・・香港に行っちゃいました。

お正月の初詣かとおもうくらいの人の波。



荷物を箱に詰めるため上に乗ってふむ様子。なるべく小さく。

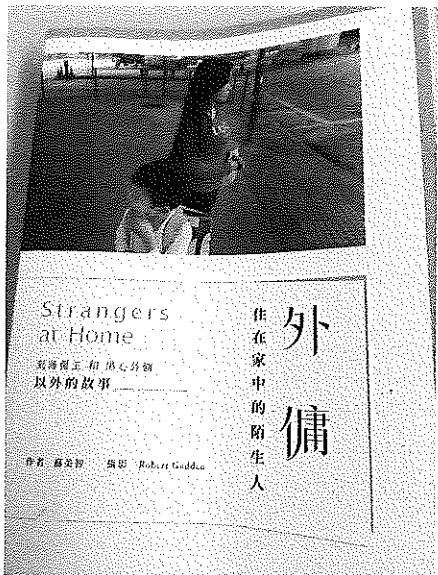


ソーホーの家事代行業者の事務所

香港の家事労働者の問題は主に3つあるということもわかりました。一つは、2週間ルールと言われる。VISAが切れたたら2週間以内に仕事を探さないといけないこと、二つ目は、住み込みであること、そしてこれは香港以外の国にも当てはまりますが、移民してくる際に、借金を背負わされ、天引きという名目で中間搾取されること、です。この3番目は日本でもほぼ起こる（技能実習生制度などではすでに起こっている）問題なのです。そして家事労働者を雇うことが進むというのは、公的サービスの放棄とも言えます。

香港は、中流階級以上であれば、むしろ男女平等が進んでいる部分もあるとも感じました（アムネスティインターナショナルに行った時、男性がお茶を出してくれました）。しかし・・・今後の私たちの家事、ジェンダー、そして階層に対する考え方はどうに向かうのか、改めて考える旅ともなりました。

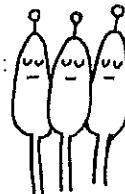
そして最後に、アムネスティのメイベルさん、テレサさん、国際労働者連盟（IDWF）イプ・ピュイ・ユ（Fish）さん、HKCTUのミシェルさん、レオさん、PLUDWのシーラさん、香港女性労働者協会、新婦女協進会、アムネスティ・インターナショナルの皆さん、Sukiさん、Koide Masaoさん、現地でたまたまお会いすることのできた小ヶ谷さん、平野さん、（順不同）出会うことができて嬉しかったです。あとここで名前を出し忘れた方がいらっしゃたらごめんなさい。そして一緒に香港に行った板倉由実さん、ナガノハルさん、改めて感謝申し上げます。



「家の中の他人」移住家事労働者のインタビューやエピソードを集めた本



薬局に専用の台を設置してもらって、落ち着いている猫。
最初、置物かと思ったくらい、じっとしていました。



大阪かもすワーク感想

綾瀬麗次

ワークショップに参加することになったきっかけは、何人かの友だちから誘われたからです。何よりも、まず名前が気になりましたし、もともと「対話」についてよく考えていたこともあります。

男性が参加してもいいのかな、と少しだけ気になりましたけれど、メンバーの中に友だちや知っている人が多くいたので、初回から気にならなくなりました。もう少しでワークショップの最終回を迎えるので、今では寂しい気持ちが強くなっています…。

実際に参加してみると、最初は「中身の濃いワークショップなのに、ほのぼのとしているなあ…」という感想を持ちました。参加していたメンバーに対しての、信頼感があったからでしょうか？グランドルールが守られている安心感からでしょうか？

そして、その「ほのぼのとした感じ」こそが、ワークショップの一番の魅力だと思っています。

最近では、その魅力を感じに行きたいからか、ワークショップに行くことを「かもしに行きます」というメンバーもいますね。かもし、って素敵な言葉です。

もちろん、ワークショップありますし、みんなでつくりあげていくのですから、楽しいことばかりではありません。

といっても、殺伐としていたり、紛糾したりする訳ではありません。

しんどいことのひとつは、「自分と向き合うしんどさ」です。自分自身を振り返って話すということは、どうしてもしんどい作業になる気がします。

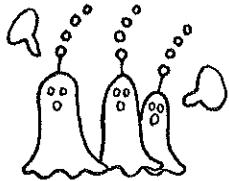
もうひとつは、「ワークショップに徹するしんどさ」です。ワークショップとしてうまくつくりあげていくために、ロールプレイでは時には嫌なヤツを演じたり、相手の対話を遮ったりしなくてはなりません。しかし、「きちんと対話しよう」という気持ちが強くてうまくできないこともあります。

ただ、いつもメンバーに助けられていますし、毎回振り返りの時間があるので、楽しい気持ちのままで帰っています。今後のワークショップのための話し合いもありますし、本当にみんなでかもししながらつくりあげていっている感じですね。

みなさん、いつもありがとうございます！

それでは、どこかでお会いする日まで…

► かもされ報告



対話ができる、元気になれる、 私の癒し「かもすワークショップ」 石川春花

自分の家では、もっぱらゲームばかりしています。ここ数年ハマっているのは数独 (SUDOKU) でして…目がしょぼしょぼになるまでやるという、まあなんとも現実逃避なカタツムリ時間を過ごしています。やるべき事はたくさんあるのですが、エンジンがなかなかかからず、ぐうたらな時間を過ごしてばっかりです。

どうしてこうもダメなのか、本当にもう何もやる気が起きないのです。

こういう自分をどうにかしないと!! でもできない。。どうしたらもっと有意義な時間を過ごせるのか、しょぼんと暗くなる自分がいます。

かもすワークショップにそんな私が唯一、社会のストレスなどから解放され精神的に癒される場所です。

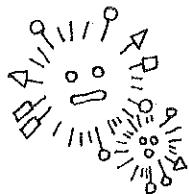
まずワークが始まる前の数分間は、自己紹介も兼ね今日の体調だったり、今日の自分を漢字一文字で書き表して発表するのですが、この時点で悶々鬱々としている私は既にほどよくかもされています。

ワークの内容によっては、自分のことを見つめ直したり、気持ちが軽くなったり、また皆さんの発言にも耳を傾ける…この傾聴もなかなか面白いのです。

私が今まで学校や職場で、普段思っている政治の話や日々の生きづらさについて話しをすると、なかなか理解されなかったり、えっ?とびっくりするほど話が通じなかったり噛み合わなかったりするのですが、かもす～では、日々疑問に思っていること(例えば労働、性差別に関する問題、選挙に関して、世の中の変なシステムについて)をさらっと打ち明けることができる、そしてちゃんと話が通じる、この気持ちよさといったらありません。温かい湯船に浸かっているようで肩こりもスッキリなくなる…そんな感じです。

あとファシリテーターの栗田さんは、いつもおだやかで、話も解りやすく、時におちやめで私を楽しませてくれます!





横浜のワークショップに参加して りっか

地元横浜で開催されたかもすワークショップ、第一回と第三回に参加しました。

第一回のお題は、セルフケアです。ワーク自体に、「からだマップ」作りというお絵かき要素があるのですが、その他にも、ゆったりとした中国の音楽がBGMの体操をしたり、果物酵母をいただいてほっこりしたり、普段とはちょっと違う、なにかと盛りだくさんな内容でした。

その中で印象に残ったのは、「ケアすることにやっきにならなくてもいい、不調も含めて自分なんだから」というコメントです。ケアするためのワークで、ちゃぶ台返しとも思えなくもないですが、確かに、簡単にケアできないから、不調なわけで。それを受け入れて共存するのも、ケアかもしれないと思ったりしました。

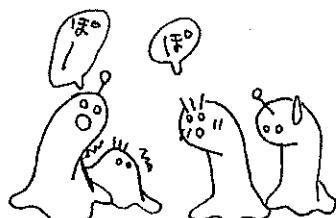
第三回は、平日の昼間に行われました。なんだか、多くの人が働いている時間帯にお酒を楽しむような、ワクワク感があります。参加者は少なかったのですが、その分リラックスしてじっくりと話しをすることができ、傾聴というお題にピッタリの場となりました。

ワークを通じて、気づいたことがあります。聞き手が故意に話し手の話を否定するコーナーがあるのですが、なかなかダメ出しの言葉が出てこなくて困りました。なにかと否定的な私は、ダメ出しは得意なはずなのに何故?と、その時は謎でしたが、後になって気づきました。ダメ出しをすると相手を傷つけてしまう、それによって雰囲気が壊れてしまうのを恐れて、言えなかつたんだと。ワークの中の単なる役割でしかないのですが、それでも萎縮してしまったのです。

この、雰囲気のために言うべきことが言えないというのは、常日頃私が直したいと思っている癖のひとつなのですが、このような形で改めてご対面したことで、ワークショップの効能をまたひとつ理解できたのでした。

私が以前参加したことのあるワークショップは、お題はハード系で、参加人数も多く、殺伐とした空気が流れることもありました。一方横浜は、お題は日常系で、人数もほどよく、とてもゆるゆるとした空気が流れています。これが、横浜のワークショップのいいところです。

このゆるさの中、自分の思ったことを躊躇なく発言することができるか、今後も横浜でワークショップが行われるなら、是非参加して、体験したいと思います。



¥

カンパのお願い

10月～12月緊急カンパ合計（12月29日迄）

¥638,125 (42人)

Eファンドレイジング・チャレンジ 2015 (12人)

(現在 ¥123,000円 1月6日までHPで受付中)

10月～12月の収入¥859,625 支出¥595,614

1月～12月29日の収入¥2,569,935 支出¥3,011,586

2015年度のカンパ合計は、91人 ¥1,230,678

緊急カンパにお応えくださった皆様、誠にありがとうございました。
638,125円のご寄付により、ホットラインの本年度の存続が可能になりました。

しかし具体的な話ですが、ホットラインは変わらず毎月6万円ほど
がかかっています。皆様非常に苦しい、厳しい状況の中恐縮ですが、
なにとぞこのホットライン並びにACW2の存続に力を貸していただけたら幸いです。何卒よろしくお願い申し上げます。

カンパ振込先

一口1000円、何口でも。

郵便振替 00130-1-669637
働く女性の全国センター

銀行振込 三井住友銀行 渋谷支店 普通 8658522
働く女性の全国センター 伊藤 みどり
ハタラクジョセイノゼンコクセンター イトウ ミドリ

書き損じハガキ 未使用切手も受付中です。

送り先 〒110-0015 台東区東上野1-20-6 丸幸ビル3F 働く女性の全国センター

【参加費】1日 500円 (非会員 1000円)

【参加申し込み】

●必要項目

1. 氏名、2. 住所、3. 電話、4. メール、5. 会員/非会員

(障がいをもつ方はノートテイクほか、配慮が必要なことを自由に書いてください)

●お申し込み先 ACW2事務局

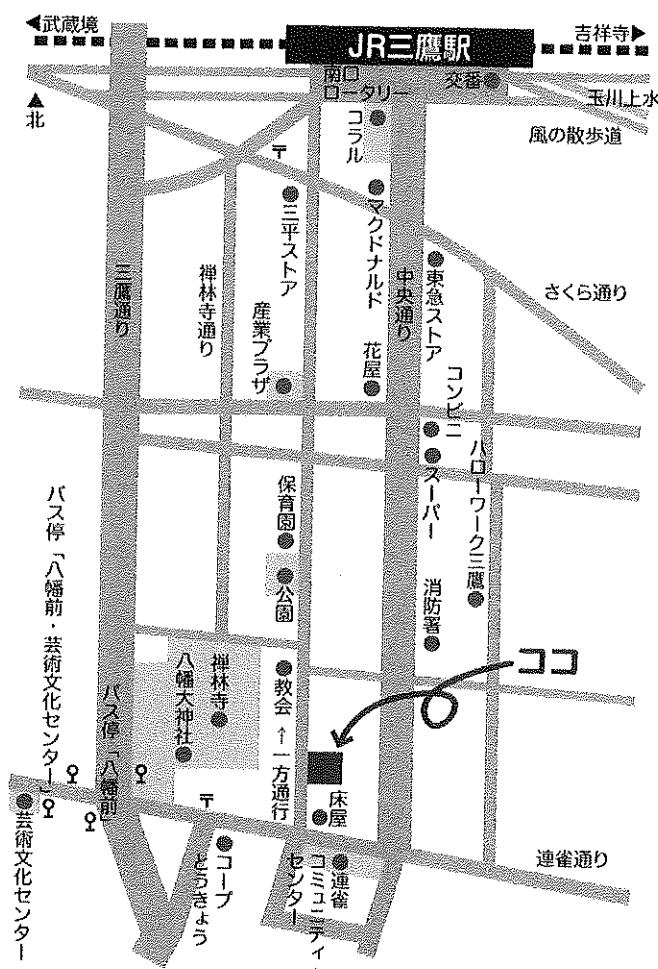
電話 03-6803-0796 FAX03-6803-0726 office@acw2.org

【場所】三鷹市市民協働センター

〒181-0013 三鷹市下連雀 4-17-23

<http://www.collabo-mitaka.jp>

0422 (46) 0048



中央線三鷹駅より: 徒歩…約15分

小田急バス…

②番のりば 国際基督教大学・調布駅北口
(鷹 51)・武蔵小金井駅・大沢・大沢十字路・竜源寺行き

③番のりば 深大寺・神代植物公園前行き

⑦番のりば 仙川・晃華学園東・杏林大学病院・新川団地中央行き

八幡前下車 徒歩 3 分

⑤番のりば 調布駅北口(鷹 56)行き

八幡前・芸術文化センター前下車 徒歩 5 分

京王線調布駅より:

小田急バス…

⑪番のりば 三鷹駅(西野経由)行き 八幡前下車 徒歩約 3 分

京王線仙川駅より:

小田急バス…

①番のりば 三鷹駅行き

八幡前下車 徒歩約 3 分

こんな思いを持つ皆様へ 来年度からの運営委員のボランティアを募集しています。

- 女性の労働・生活の問題にさらにじっくり関わりたい
- パート労働、派遣労働、正社員の長時間労働の問題などを「女性」の視点を忘れずアクションを起こしてみたい
- ホットラインなど相談に関心がある
- 女性の労働問題について、
講座やイベントなどの企画を地道にしてみたい

代表
より

私は2016年時点で運営委員になって7年、代表になって2年目になりますが、元来飽きっぽい人間のようで義務教育の小学6年間以上に長く同じ場所に滞在したところはほとんどありません。しかしながらACW2には6年以上関わっていました。

正直、組織にそれほど馴染めない私がどうしてこんなに長い時間この団体と関われたのだろう、と振り返りますと、「働く女性」と謳いながらも現在の賃労働をむやみに肯定しない、だけど、肯定とか否定の前に多くの人が、賃労働に関わらざるをえない現実も同時に向かい合い労働の状況を変えようとする、しかもそれを「女性」の立場から変えようとする…そんな複雑なことをやろうとしている集まりだからではないか、と思うっています。

そんな複雑なことをやろうとしているからこそ、対話を大事にするし、ある程度はリラックスした安心感を感じられる場所を作ることが大事になってくるし、活動で自分が磨耗するなんてまずい、という話になってくるのだと私は考えています。

世代も、考え方も、背景も、家族環境もいろいろな現在の運営委員が手ぐすね引いて、いえいえ、もとい、新しいメンバーとの出会いをとても楽しみにしています。(栗田隆子)

委員
より

「嫌なことはやらなくていいから～」「好きなことだけやっててー」「いるだけでいいから～」と伊藤さんは口癖のように言います。ほんと、そのとおりで、私は「やらねばならぬ」とか「すべき」とは遠い場所でACW2を居場所にしています。もうすぐ一年です。かつて、女性の貧困を可視化しようという活動で分断を経験し、組織や社会といったものに強い不信感があつた私の話しをじっくり聞いてくれたのが栗田さんでした。いろんな視点で福岡のとれたて情報を教えてくれる佐崎さん、太極拳にはまっているちあきさん、のんびりばやきつつ言うときは言う小園さん。主なメンバーと、会議ではいつもかもしています。ただ、そこにいるだけでかもされていくACW2パワーを味わい方はぜひ、応募してみてください。(ナガノハル)

【主な活動】

- 月1回の運営委員会への出席

だいたい、13:00～17:00くらい 日にちは毎月の話し合い
の上決めます。

毎月一回の運営委員会は御徒町の事務所で行います。

地方からもパソコンをお持ちであれば、ネット会議システム
にて参加していただけます。

- 年4回の拡大運営委員会への出席

- 会員2名の推薦が必要 別紙 募集要項見てください。

【報酬】なし(拡大運営委員会への参加のための新幹線代はこちらで負担します)

【応募はこちらまで】

ACW2事務局

TEL 03-6803-0796

FAX 03-6803-0726

MAIL office@acw2.org

お知らせ

【速報】「対話の土壌をか・も・す」ワークショップ@東京がいよいよ開催されます

2016年3月～12月 全10回

各所で地味にしかし確実に広がりを見せる通称「かもすワーク」。
いよいよ東京で連続講座が行われます。詳細は追っておしらせします。
すでに開講を待ちわびていた方はぜひお申し込みください。

- ・日程：毎月1回 金曜日（4月、5月、7月は、第4金曜日、（詳細は別紙）
その他は、第3金曜） 19:00～21:30
第1回 3月18日、第2回 4月22日、第3回 5月27日、第4回 6月17日、
第5回 7月22日、第6回 8月19日、第7回 9月16日、第8回 10月21日、
第9回 11月18日、第10回 12月16日（希望の回だけでもOK）
- ・場所 小田急線参宮橋 国立オリンピック記念青少年総合センター 40人部屋
- ・料金：会員 500円 非会員 1000円 （毎回 テキスト代含む）
- ・参加：性自認女性限定 20人限定

下記を記入して、FAX (03-6803-0726) もしくはメール (office@acw2.org) でお申込みください。
名前（ふりがな）、電話番号、住所、Email、ACW2会員・非会員、参加希望の回

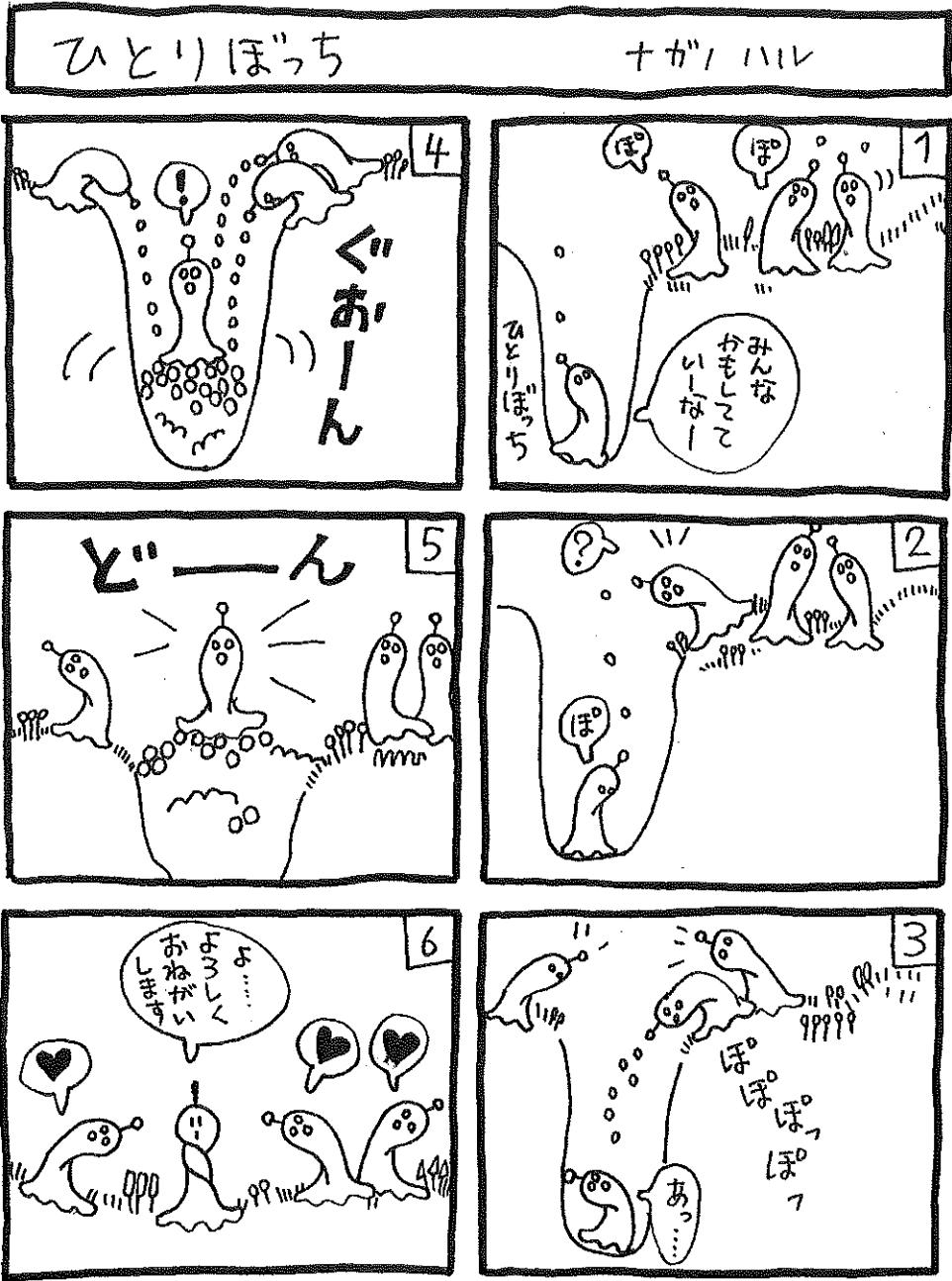
●2016年 相談員トレーニング（2月から11月 全10回）は、定員になり受付終了しました。

編集後記

■前回は力尽きて、栗田さんに編集をバトンタッチしましたが、戻ってきました。「もう、できない」と途中で投げ出しができるのはほんと、よい環境だなと思います。今回も、「できなかったら、早めに投げ出してね」と声をかけてもらって、ほんと気が楽です。来年もぼちぼちこんな感じに不安定飛行しながら、やってゆきますー。新しいメンバーが増えるといいなあ……お、お待ちしてます！（ナガノ）

■今年を振り返ると・・・まず、かもすワークを本当に数多く、いろいろな場所でやってこれたことに対して、とても感謝しています。自分を知るという貴重な機会が幾度もありました（例えば私は結構怒りがって、もしかしたらそれは若いということなのかも！？とか）。特に今年後半は、代表としても、個人としても、人にも問題にも（それこそACW2にお金がない、とか！）ぶつかっていこうと思える年になりました。それもまたありがたい機会でした。例えば、相談という形で人と関わっていくことなど、ACW2として大事にしたいものは何か、振り返る契機にもなったからです。

来年の話をすると鬼が笑うと言いますが、来年は、じっくり本を読み、人と話す時間を出来る限りとりたいと思います。世相が動く中で、対話の土壌を築くには、急がば回れ。じっくりと人にも言葉にも問題にも関わっていきたいです。（栗田）



謹賀
新年
2016

■ACW2 【住所】〒110-0015 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル3階
 【TEL】03-6803-0796 【FAX】03-6803-0726 【e-mail】office@acw2.org
 【HP】<http://www.acw2.org/> 【Twitter】<https://twitter.com/acw2org>

■会費 【正会員(性自認女性)年会費】1口2,000円(何口でも可)1口1,000円(失業者)
 【通信/サポート会員(男性歓迎)】1口2,000円(何口でも可)
 【郵便振込】00130-1-669637
 【銀行口座】三井住友銀行 渋谷支店 普通 8658522

ホームページ、ツイッター、会員メーリングリストで毎日情報配信中